

佐賀県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあつては、自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
嬉野市 嬉野町 大字吉 田	納戸料（四四三〇五三） 納戸料三（四四三一七三） 皿屋一三（四四三一七九） 納戸料二（四四三B〇一〇一） 小ヶ倉川（四四三〇五〇）	急傾斜地の崩壊 土石流	次の図のとおり

備考 「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鹿島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。